

## 変更届の添付書類等（毒物劇物販売業者）

変更届（※2）は変更のあった日から30日以内に提出してください。

変更事項（※1）		添付又は提示を求める書類（※3）
1	営業者の氏名（※5）	個人の場合：戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）または戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書） 法人の場合：定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
2	営業者の住所	個人の場合：添付書類なし 法人の場合：定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
3	営業所の名称（※5）	なし
4	構造設備の主要部分（※6）	変更前後の設備概要図
5	現物取扱業から現物非取扱業	なし
6	現物非取扱業から現物取扱業	設備概要図 取扱責任者設置届（取扱責任者について次の書類が必要） ・雇用（勤務）証明書（※4） （雇用契約書原本を提示の上、その写し提出でも可） ・資格を証する書類（原本又は写し） ・診断書 ・宣誓書
7	取扱責任者	変更後の取扱責任者について次の書類が必要 ・雇用（勤務）証明書（※4） （雇用契約書の原本を提示の上、写し提出でも可） ・資格を証する書類（原本又は写し） ・診断書 ・宣誓書
8	取扱責任者の氏名	戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）または戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）
9	取扱責任者の住所	なし

※1 営業者名義変更及び営業所の移転の場合は変更ではなく新規登録が必要です。事前にご相談ください。

※2 変更事項7は毒物劇物取扱責任者変更届、変更事項8、9は毒物劇物取扱責任者氏名（住所）変更届の様式を使用してください。

※3 添付書類（診断書以外）のうち、岡山市保健所へ一度提出をしたことがあるものについて、提出を省略する場合は、変更届の「備考」欄に必要事項（省略する書類の名称、省略する書類を提出した営業所の所在地、名称、登録番号、届出等の年月日）を記載してください。

※4 営業者自らが取扱責任者となる場合は添付不要です。

※5 変更事項1、3に変更があったときは、登録票書換え交付申請をすることができます。

※6 大幅に構造を変更した場合は新規許可が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

〔必要書類等〕

- ・登録票書換え交付申請書
- ・現在の登録票
- ・手数料2,400円

### 【問い合わせ先】

岡山市保健所総務課

〒700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 岡山市保健福祉会館2階

TEL：086-803-1260 FAX：086-803-1337